

別表第三十七号(第138条関係)

登録一般放送に係る軽微な変更		
別表第31号別紙2及び別紙2の2における記載事項		変更事項
1(2)設備の規模		引込端子の数
1 (4) 系統 図	ヘッドエンド	1(6)の変更事項に係る部分
	設備	1(8)から1(10)まで、1(14)及び1(15)の変更事項に係る部分
1 (5) 受信 空中 線系	受信空中線	型式及び構成、周波数若しくは周波数範囲、海拔高又は地上高
	給電線	線種又はこう長
1 (6) ヘッ ドエ ンド	前置増幅器及び受信増幅器	増幅する周波数の範囲又はレベルの調整範囲
	周波数変換器	入力周波数又は出力周波数
	変調器	出力周波数
	連絡線	架空及び地下の別、線種又は設置場所
	その他の機器	種類
1(7)自主放送装置		種類又は台数
1(8)中継増幅器		増幅することができる周波数の範囲又は同時に増幅することができる周波数の数
「1(9)分岐器、分配器及びタップオフ」に記載された事項		
1(10)分波器		種類、分波損失、端子間結合損失又は台数
「1(11)電源供給器」に記載された事項		
「1(12)保安装置」に記載された事項		
「1(14)その他の装置」に記載された事項		
1 (15) 線 路	幹線	架空及び地下の別又は線種
	分配線	架空及び地下の別、線種、こう長又は損失
	引込線	線種又は損失
「1(16)電柱」に記載された事項		
「1(17)線路等の電圧及び通信回線の電力」に記載された事項		
「3(1)電線等の離隔距離」に記載された事項		
「3(2)道路等との関係」に記載された事項		
備考として記載された事項		